

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年6月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600001号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和5年12月25日の標準賞与額を39万6,000円に訂正することが必要である。

令和5年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年12月25日

A社において、請求期間から賞与の支払が始まり、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたが、令和8年2月まで年金事務所に対し賞与支払届を提出することを失念していたため、同年2月及び同年3月に、それまでに支払われた賞与に係る届出を遡って行ったものの、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる賞与明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2023 冬季賞与 賞与明細書」(写)及び事業主から提出された請求者の令和5年に係る賃金台帳(写)により、請求者は請求期間において、A社から標準賞与額39万6,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和5年12月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出

（令和８年３月４日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。